

一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、滋賀県下の労働者の経済的、社会的及び文化的地位の向上に寄与するため、これに必要な調査研究及び指導調整を行い、もって労働者福祉活動の総合的發展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働者の行う共同事業団体活動の発展及び強化に関する事業
- (2) 労働者福祉の調査研究及び政策制度の提案に関する事業
- (3) 労働者福祉の宣伝及び学習支援に関する事業
- (4) 「くらしサポートセンターしが」の運営に関する事業
- (5) 勤労者ボランティアセンターの運営に関する事業
- (6) 滋賀県下労働福祉施設の整備及び連携に関する事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員等

(会員の資格)

第5条 当法人は、滋賀県内に組織を有する労働組合、労働者福祉に関する共同事業団体その他当法人の目的達成のために必要と認められる労働者福祉団体をもって構成し、これらを会員とする。

2 前項の会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、会員の推薦を得た上で、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、総会の決議によって別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3か月以上履行しなかったとき。
- (2) すべての会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に、いつでも招集することができる。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 すべての会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、社員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、すべての会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての会員の半数以上であって、すべての会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 不可欠特定財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 当法人に、次の役付理事を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 専務理事 1名

3 前項の役付理事のうち、会長を代表理事とする。

4 代表理事以外の理事のうち、1名以上を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 役付理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事又は監事の任期は、他の理事又は監事の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 役員報酬は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員報酬その他の職務執行の対価として一般社団法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(責任の一部免除等)

第26条 当法人は、役員「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第11条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 役付理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第35条 当法人は、社員に剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散した場合の残余財産は、国、地方公共団体、又は類似の事業を行う他の公益社団法人又は他の公益財団法人等に帰属させるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第39条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第40条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 雑則

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(顧問)

第42条 当法人は、理事会の決議により、理事及び監事以外の者から、顧問を委嘱することができる。

2 顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(専門部会等)

第43条 当法人に、専門部会として、組織人事委員会、事業部会及び地域部会を置く。

2 理事会が必要と認めた場合には、個別の事業にかかる運営委員会を設けることができる。

3 第1項の専門部会及び前項の運営委員会については、別に理事会が定める専門部会規程及び運営委員会規程による。

(事務局)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長1名及び所要の職員を置く。

2 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議によって行う。

3 職員の任免は、代表理事が行う。ただし、理事会の承認を要する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、別に理事会が定める事務局規程による。

(定款に定めがない事項)

第45条 本定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令の定めるところによる。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

滋賀県大津市打出浜2番1号
設立時社員 財団法人滋賀県勤労者福祉協会

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階
設立時社員 滋賀県勤労者住宅生活協同組合